

情報最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111



地域で助け合う仕組みづくりを！
災害時要援護者支援制度

災害が発生した場合、高齢者や障害者などの方は自力で安全な場所へ避難することが困難なため、大きな被害を受ける恐れがあります。

このような「災害時要援護者」の方々が安心して暮らすことができる地域づくりをめざすため、市では、地域の要援護者を平常時から把握し、災害時の避難支援等の体制を構築する「災害時要援護者支援制度」を行っています。

■制度の対象者
災害時において地域の支援を希望する方で、支援を受け



災害時要援護者を救うには、地域で助け合う皆さんの「力」が必要です。

TEL 0897-152-1282

- 地域での支援内容
 - 平常時 要援護者を把握するための名簿登録など
 - 災害時 要援護者の安否確認、避難誘導など
- 説明会を開催します
市は、地域で助け合う仕組み作りの援助を行います。制度の説明会開催を希望される自主防災組織（自治会）は、担当課へご相談ください。
- 問合せ 市庁舎本館危機管理課 危機管理係
TEL 0897-152-1282

老朽化消火器の事故を防ぎましょう！

消火器は圧力容器です。本体容器やキャップにサビ、変形、傷のあるものは、薬剤の放出時に破裂して事故となる恐れがありますので、絶対に使用しないでください。

- 破裂の恐れのある消火器
 - 製造後8年以上経過している。（消火器交換の目安は約8年です）
 - キャップ（首の部分）や底部がサビついている。（事故の多くはサビによる腐食が原因です）

○本体にへこみや変形がある。

■消火器の廃棄方法

消火器を廃棄する場合は、自分で薬剤を放出したり、分解したりせず、必ず専門の業者にご相談ください。不燃物ごみとしての回収はできません。

■問合せ

消防本部予防課 予防係
TEL 0897-156-10251



消火器の不適な訪問販売・点検にご注意ください。

秋季全国火災予防運動 11月9日(火)～15日(月) 実施

「消したかな」あなたを守る 合言葉

平成22年度全国統一防火標語

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者および財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で実施されています。

消防本部では、防火ポスターによる啓発や商店街の立入検査を行うとともに、事業所対抗の屋外消火栓操法大会等の行事を計画しています。

重点目標

- ★住宅防火対策の推進
- ★放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ★特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ★製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進



逃げ遅れを防ぐため
住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は、新築住宅はすでに設置が義務化され、既存住宅も平成23年5月31日までに設置が必要です。



住宅用火災警報器の取り付けを
消防職員がサポートします

体の不自由な方や高齢の方などの世帯で、住宅用火災警報器の取り付けが困難な場合は消防職員が向いて、取り付けをサポートします。お気軽に消防本部へご連絡ください。

連絡先 消防本部予防課 TEL0897-56-0251